

条件書 MV33_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第4条第2号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式（以下「管理台帳」という）で特定される乙所定の機械装置を意味します。
2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する IT 監視・運用サービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、通信回線を使用し乙所定の方法で「機器」の稼動状況を監視し異常を検知した場合、甲に事前通知のうえリモートによる障害切り分けを実施します。
 - ② 前記の障害切り分けの結果、「機器」の障害と判明した場合または障害発生箇所の特定が困難なときは、乙の指定する技術者の訪問を手配します。
 - ③ 前記①②の稼動状況監視およびリモートによる障害切り分けの実施は 24 時間 365 日とします。ただし、乙の指定する技術者の訪問時間帯等は、甲乙で別途締結した「機器」の障害切り分けに関する契約の定めによるものとします。
 - ④ 乙は、乙所定の書式で「機器」の稼動状況を 1 ヶ月に 1 回、乙の営業日における乙所定の営業時間内に甲に報告するものとします。
3. 本契約第4条第1項に次の条項を追加します。
 - (1) 乙は、次のいずれかに該当する場合、IT 監視・運用サービスを一時中断できます。
 - ① IT 監視・運用サービスに使用するシステム（以下「システム」という）の保守、点検、修理、交換、バージョンアップ等のメンテナンスが必要なおよびスケジュールにもとづく「システム」の再起動時。
 - ② 「システム」が設置された施設の電気設備または通信設備の保守、点検、修理、交換、バージョンアップ等が行われるとき。
 - (2) 甲が「システム」に接続する通信回線の契約、回線工事等の費用および回線利用料ならびに乙指定場所に設置するルーターは甲の費用で調達するものとし、本契約が終了した場合、乙は当該ルーターを速やかに甲に返還するものとします。
4. 本契約第8条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。
5. 本契約第15条に次の条項を追加します。

甲が契約した通信回線の障害により IT 監視・運用サービスが実行できない場合、乙はその責を負わないものとします。

以上